

当座勘定規定

第1条 当座勘定への受入れ

(1) 当座勘定には、現金のみ受入れます。手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券類の受入れは取扱いできません。

第2条 本人振込み

(1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。

(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第3条 第三者振込み

第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第2条と同様に取り扱います。

第4条 当座勘定からの払戻し

(1) 当座勘定の払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第5条 手形・小切手の取扱い終了後の処理

(1) 2025年2月21日以降に当行に呈示された約束手形、小切手は、当行はその支払義務を負いません。

(2) 未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに取引店へ返却してください。当行所定の条件を満たす場合は発行手数料を払戻します。

第6条 手形、小切手用紙

(1) 2025年2月20日までに当行に呈示され当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

(2) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(3) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第7条 支払いの範囲

引き落としの金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

第8条 過振り

(1) 第7条にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて支払いをした場合には、当行からの請求がありたい直ちにその不足金を支払ってください。

(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。

(3) 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受け入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

(4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第9条 手数料等の引落し

(1) 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当行所定の手続きをしてください。

第10条 印鑑等の届出

(1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届出してください。

(2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出してください。

第11条 届出事項の変更

(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印鑑を失った場合、または印鑑、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出してください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 当座勘定の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際にに行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出してください。

第12条 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出してください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出してください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出してください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出してください。

(5) 前4項届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第13条 印鑑照合等

(1) 払戻請求書または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第14条 利息

当座預金には利息をつけません。

第15条 残高の報告

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第16条 謾渡、買入れの禁止

この預金は、譾渡または買入れすることはできません。

第17条 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が

到來したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印鑑を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の債務保証から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第18条 取引の制限等

(1) 当行は、職業、事業の内容、取引目的等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、当行が指定する情報（以下、「預金者情報等」といいます。）に関する、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合には速やかに当行に届出してください。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めや当行からの連絡依頼に対し、預金者から正当な理由なく当行が指定した期限までに連絡・回答いただけない場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者が本規定に違反した場合は預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令及びその他諸法令等への抵触や公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前2項にもとづく取引等の制限を解除します。

第19条 解約

(1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第16条に違反した場合

③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行なうにあたって預金者について確認した事項および第18条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合

⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

⑧ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が經營を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が經營に實質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的もつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に實質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑨ 本人が自ら又は第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為を行なった場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第20条 手形交換所規則による取扱い

(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられる場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。

(3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第21条 反社会的勢力との取引拒絶

当座預金は預金者が第19条(2)⑧A乃至E及び⑨A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができる。第19条(2)⑧A乃至E及び⑨A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第22条 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知するこ^とにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第23条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行諸規定所定の方法により取扱います。

以上



2025年2月21日現在